

教育活動総合サポートセンターは  
認定NPO法人です



## 認定NPO法人に 寄附金を支出したとき

寄附金に対しては  
所定様式の「寄附金受領証明書」が  
発行されます。

### 法人が支出した寄附金の損金算入

認定NPO法人に対する寄附金は、次の①②のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- ① 認定NPO法人に対する寄附金の額
- ② 特別損金算入限度額

$$\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

※特定公益増進法人に対する寄附金がある場合はその寄附金を含めて損金算入額を計算します。

### 個人が支出した寄附金の控除

認定NPO法人に対する寄附金は、確定申告をすることにより、①寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか、②寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

大多数の方は「寄附金特別控除」の方が格段に有利ですので、確定申告書への記入の際は「寄附金控除」の欄ではなく、「政党等寄附金等特別控除」の欄に記入してください。

また、医療費控除と同様に「生計を一にする配偶者、その他の家族の分」も寄附金控除・寄附金特別控除の対象になります。

確定申告をしない場合は、どちらの控除の適用も受けられません。

所得税・神奈川県民税(神奈川県民のみ)・川崎市民税(川崎市民のみ)の控除額の算出方法

I. 所得税の控除額の算出方法: 下記①又は②のいずれかを選択する

- ① 所得控除 (※ ②の方が格段に有利なようです)

$$\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除(所得控除)額}$$

※寄附金額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

- ② 税額控除

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

※寄附金の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

※税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

II. 神奈川県民税の寄附金税額控除額の算出方法(神奈川県民のみ)

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{税額控除額}$$

※寄附金の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

III. 川崎市民税の寄附金税額控除額の算出方法(川崎市民のみ)

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 6\% = \text{税額控除額}$$

※寄附金の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

※ 確定申告の際、「住民税に関する事項」欄の条例指定分の欄に、川崎市民の方は都道府県・市区町村の両欄に、川崎市民でない神奈川県民の方は都道府県欄のみに寄附金の合計額を記入してください。